

郡山市医療法手続きの手引き (医療機関のみなさま向け)

令和7年12月 作成

郡山市保健所総務課

この手引きについて

「郡山市医療法手続きの手引き」は、医療法、医療法施行令、医療法施行規則等を基本に各種条例など（以下、「医療法等関係法令」という。）に基づき医療機関・医療法人の皆さまが必要とされる申請や届出等の手続きのご案内と、これらの手続きにあたっての本市の判断について、基本的な考え方を示すことにより、申請者・行政双方の事務処理の円滑化を進めるために定めたものです。

こうした複雑な医療法等関係法令を、的確に認識し、判断することが求められます
が、この判断の一助となるよう、手引きを作成しました。

注 意

この手引きはあくまで参考です。医療法等関係法令は、近年頻繁に改正が行われています。手続きの内容や判断基準については申請・届出時点で変更されている可能性がありますので、手続きの前に十分ご確認いただきますようお願ひいたします。

ご不明な点は郡山市保健所総務課までお問合せください。

手引きにおける医療法等関係法令について

特に注釈がない限り、この手引きにおいては下記の法令を指します。

手引き中の呼称	正式名称
法	医療法
令	医療法施行令
規則	医療法施行規則

《お問合せ先》

〒963-8024

福島県郡山市朝日二丁目15番1号

郡山市保健所総務課医事薬事係

TEL：024-924-2120

FAX：024-934-2860

メール：hokensoumu-ji@city.koriyama.lg.jp

目 次

資料番号	項 目	ページ
	事象別申請（届出）書類と対応資料番号一覧	…P 3
	診療所開設の手続フローチャート	…P 4
1	診療所開設許可申請	…P 5～12
2	診療所開設届（医師・歯科医師の開設でないもの）	…P 13～14
3	診療所開設届（医師・歯科医師の開設）	…P 15～22
4	病院・診療所の開設許可事項変更許可申請	…P 23
5	病院・診療所開設許可（届出）事項変更届	…P 24
6	診療所開設届出事項変更届	…P 25
7	病院・診療所休止廃止（再開）届	…P 26
8	病院・診療所開設者死亡（失そう）届	…P 27
9	開設者が他の者を管理者とする許可申請	…P 28
10	病院・診療所管理者兼任許可申請	…P 29
11	専属薬剤師設置免除許可申請	…P 30
12	病院・診療所使用許可申請	…P 31
13	エックス線装置備付届	…P 32～33
14	エックス線装置変更届	…P 34
15	エックス線装置廃止届	…P 35
	【参考】使用許可を要する構造設備等一覧	…P 36～37

○事象別申請（届出）書類と対応資料番号一覧

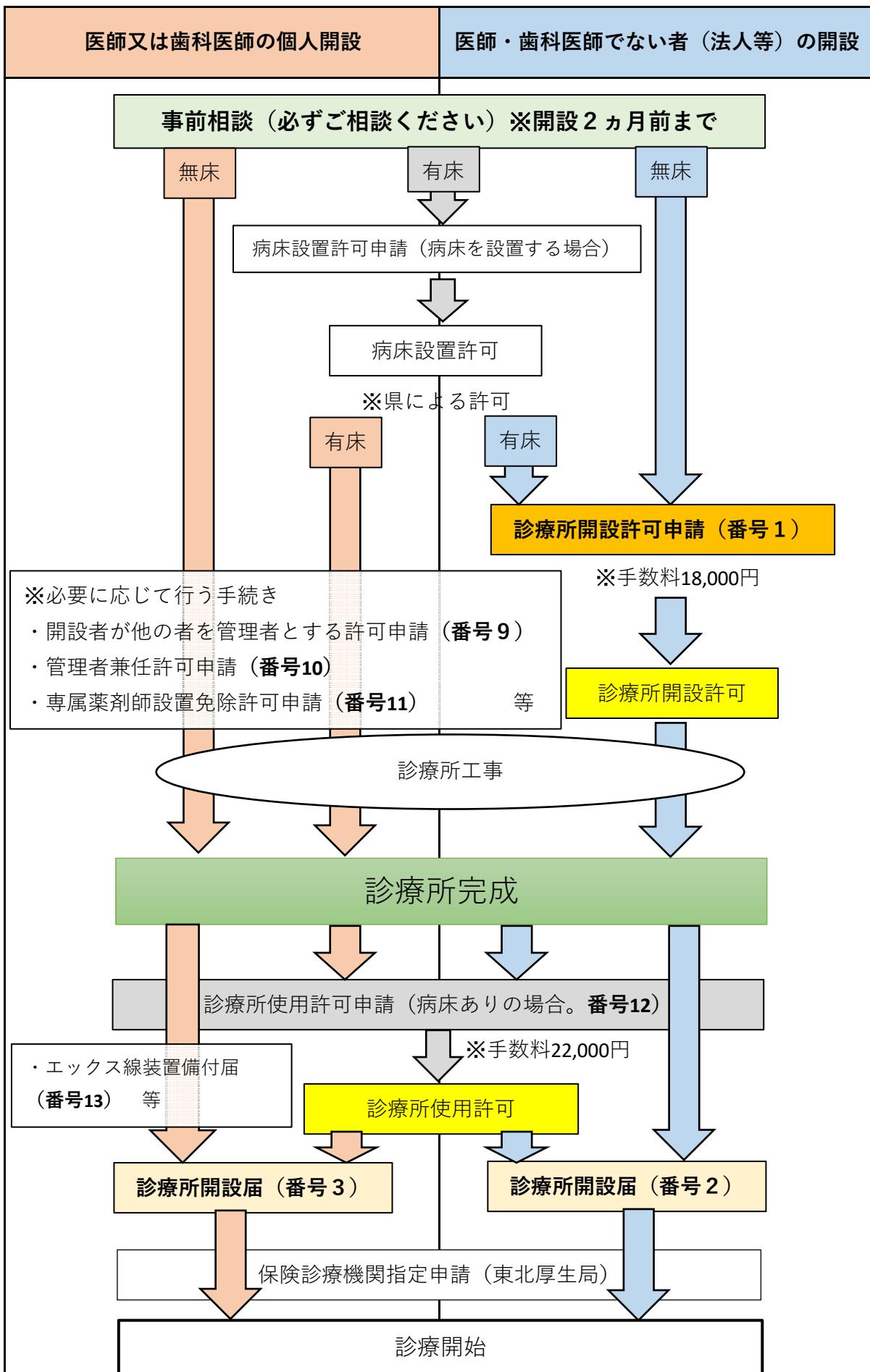
1. 病院、医師又は歯科医師ではない者により開設する診療所			資料番号
【開設時】			
診療所を開設したい（※1）	事前	○診療所開設許可申請	1
許可を受けた病院・診療所で診療を開始した	事後	○病院・診療所開設届	2
開業と同時にエックス線装置を設置した	事後	○診療用エックス線装置備付届	13
【変更時】			資料番号
開設時許可事項を変更したい	事前	○病院・診療所開設許可事項変更許可申請	4
開設時届出事項を変更した	事後	○病院・診療所開設許可(届出)事項の変更届	5
エックス線装置を更新又は増設した	事後	○診療用エックス線装置備付届	13
医療機関内にあるエックス線装置の配備状況が変わった	事後	○診療用エックス線装置備付届出事項の変更届	14
医療機関内にあるエックス線装置を全廃した	事後	○診療用エックス線装置廃止届	15
【休止・廃止時 又は再開時】			資料番号
医療機関を廃業・休止・再開した	事後	○病院・診療所休止・廃止届	7
医療機関内にあるエックス線装置を全廃した	事後	○診療用エックス線装置廃止届	8

2. 医師又は歯科医師が開設する診療所			資料番号
【開設時】			
診療所を開設した	事後	○診療所開設届	3
開業と同時にエックス線装置を設置した	事後	○診療用エックス線装置備付届	13
開設者以外に診療所を管理させたい	事前	○開設者が他の者を管理者とする許可申請	9
【変更時】			資料番号
開設届出事項を変更した	事後	○診療所開設届出事項の変更届	6
エックス線装置を更新又は増設した	事後	○診療用エックス線装置備付届	13
診療所内にあるエックス線装置の配備状況が変わった	事後	○診療用エックス線装置備付届出事項の変更届	14
診療所内にあるエックス線装置を全廃した	事後	○診療用エックス線装置廃止届	15
【休止・廃止時 又は再開時】			資料番号
診療所を廃業・休止・再開した	事後	○病院・診療所休止・廃止届	7
診療所内にあるエックス線装置を全廃した	事後	○診療用エックス線装置廃止届	15
開設者が死亡・失そうし、診療所が続けられない	事後	○病院・診療所開設者死亡（失そう）届	8

3. その他共通事項			資料番号
【開設時又は変更事案発生時】			
同じ医師に2つ以上の医療機関を管理させたい	事前	○病院・診療所管理者兼任許可申請	10
常勤医師が3名以上いるが薬剤師を置かない	事前	○専属薬剤師設置免除許可申請	11
特定の構造設備について使用を開始したい	事前	○病院・診療所使用許可申請	12

※1：病院の開設は県の許可事項です。

〈診療所開設の手続フローチャート〉



1. 診療所開設許可申請（医師・歯科医師が個人として開設する場合以外）

必要な場合	医師又は歯科医師でない者が診療所を開設する場合 (病院の開設許可は福島県の許可事項になります。)				
(具体的なケース)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに診療所を開設するとき(医師、歯科医師の個人開設を除く) ・開設者が変更となるとき (医療法人A→公益財団法人B、医師個人→医療法人A 等) ・同一敷地外へ移転するとき(建て替えに伴っての仮設診療所も含む) ・ビルテナント開設で、フロア移動または室の移動をするとき 				
様式	第1号様式（第2条関係）				
根拠法	第7条第1項		施行令・規則	規則第1条の14第1項	
提出部数	1部	提出時期	事前 (開設2ヵ月前)	手数料	18,000円（現金または書留）
添付書類	<p>(1) 開設者が法人であるときは、定款又は寄附行為の写し(要原本証明) ※ 医療法人の場合は、必ず申請対象となる診療所の運営について変更認可を受けた定款を提出してください。</p> <p>(2) 開設者が法人であるときは、法人登記簿</p> <p>(3) 敷地の平面図</p> <p>(4) 敷地周囲の見取図(←住宅地図等の流用可)</p> <p>(5) 建物の構造概要及び各室の名称を示した平面図(各室の面積を記載。 病室がある場合は廊下及び階段の幅、階段のけあげ、踏面の寸法も記入すること。) ※ 各構造設備の幅、寸法、面積は内法によること</p>				
提出方法	<p>【事前相談必須】</p> <p>・紙媒体で窓口または郵送により提出 ※郵送で申請の場合は、現金書留により申請手数料を送付してください。</p> <p>〈注意〉</p> <p>・円滑な手続のため、必ず時間に余裕を持って事前にご相談ください。 事前相談なく申請された場合、書類不備がある場合返戻する場合があるほか、手続き及び許可に時間がかかることがあります。</p>				

・申請書作成時の留意点

項目	留意点
◎開設者の住所 及び氏名 (規則1条の14 第1項第1号)	<p>(1) 開設者住所氏名 法人にあっては、法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職 氏名を記入すること。定款または寄附行為、法人登記簿と一致している こと。</p>
※法第7条第7項	<p>(2) 開設できる者 ① 法人が診療所を開設できる場合 ア 法7条第7項の規定により、営利を目的とする者の開設は認められま せん。従って、株式会社等は原則として診療所を開設できません。 ただし、社員の福利厚生を目的とする場合は例外的に開設が認められる ことがあります(例：事業所内の従業員向け診療所や、特別養護老人 ホーム内の医務室等)。</p> <p>〈注意〉</p> <p>※ 開設申請者が実質的に医療機関の開設・経営の責任主体たり得ること 営利を目的とするものでないこと イ 法人の定款、寄附行為等の「目的」又は「事業」の中に、診療業務を行 うこと、又は診療所を設置経営することを定めてあること。</p>
※法第8条	<p>② 個人が診療所を開設できる場合 ア ここでいう「個人」とは、臨床研修等を修了した医師又は歯科医師 による開設となります。</p> <p>※ <u>この場合、開設は許可制ではなく、「届出制」となりますので、</u> <u>「3. 診療所開設届（医師・歯科医師が個人として開設した場合）」</u> <u>をご参照ください。</u></p> <p>※ 詳しくはお問合せください。</p>

項目	留意点								
1.診療所の名称 (規則1条の14 第1項第2号) ※詳しくは、 「医療広告ガイドライン（厚生 労働省HPに掲 載）」も併せて ご参照ください。	<p>(1) 病院に紛らわしい名称でないこと(法3条第2項)。</p> <table> <tr> <td>〈可〉</td> <td>〈不可〉</td> </tr> <tr> <td>・○○病院附属××診療所</td> <td>・○○病院××診療所</td> </tr> <tr> <td>・○○医院××出張診療所</td> <td>・○○病院分院</td> </tr> <tr> <td>・○○医務室</td> <td>・○○医学研究所</td> </tr> </table> <p>(2) 医療機関の名称に関する整理については以下のとおり。</p> <p>①名称として使用可能な範囲</p> <p>治療方法、特定の疾病や症状の名称、診療対象者など法令及び医療広告ガイドライン等により広告可能とされたものについては、医療機関の名称としても使用可能です。</p> <p>〈可能な例〉ペインクリニック、糖尿病クリニック、高血圧クリニック、腎透析クリニック、女性クリニック</p> <p>②名称として使用が認められないもの</p> <p>法令及び医療広告ガイドライン等において広告が禁止されているものについては、医療機関の名称に使用できません。</p> <p>〈具体例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○虚偽にわたるもの(虚偽) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ×) 絶対痛くない診療所 ○他の医療機関と比較して優良であることを示すもの(比較) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ×) 日本一クリニック ○必ずしも虚偽ではないが、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させるもの(誇大広告) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ ×) 安心安全医院 ○客観的事実であることを証明することができないもの ○公序良俗に反するもの <p>(3) 麻酔科を診療所の名称に使用する場合は、麻酔科標榜許可書を有する医師が勤務していること（法6条の6 第4項、規則第1条の10）。</p> <p>(4) 「○○センター」という名称について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は診療所であるものとして一定の医療を担う医療機関である場合 ○当該医療機関が当該診療について、地域において中核的な機能や役割を担っていると都道府県等が認める場合 これらの場合以外は認められません。 <p>〈不可能な例〉○○インプラントセンター、治療センター 等</p>	〈可〉	〈不可〉	・○○病院附属××診療所	・○○病院××診療所	・○○医院××出張診療所	・○○病院分院	・○○医務室	・○○医学研究所
〈可〉	〈不可〉								
・○○病院附属××診療所	・○○病院××診療所								
・○○医院××出張診療所	・○○病院分院								
・○○医務室	・○○医学研究所								

項目	留意点
2.開設の場所 (規則1条の14 第1項第3号)	(1) 法人が開設する診療所の場合、法人の定款、寄附行為等と整合性をとること。
3.診療科目 (規則1条の14 第1項第4号)	(1) 標榜可能な診療科は、令3条の2に規定される診療科目であること。 (2) 法第6条の6第1項の許可による診療科は麻酔科のみであり、麻酔科を広告する際は、医師又は歯科医師の氏名も併せて広告すること(法6条の6第4項)。 〈備考〉 院内での案内表示にのみ用いる診療科名は、令3条の2に規定されている以外のものであっても掲出可能な場合があります。
4.開設の目的 (規則1条の14 第1項第5号)	(1) 「地域医療の確保」等が記載されていること。
5.維持の方法 (規則1条の14 第1項第5号)	(1) 「主に診療報酬による」等が記載されていること。
6.従業員定員 (規則1条の14 第1項第8号)	(1) 各職種の従業員の定員を記入すること(常勤職員数を計算すること)。 (2) 療養病床を設置する場合は、規則21条の2により算定、記入すること。 ※ 常勤医師が3名以上の場合、専属薬剤師を配置する必要があります。 但し、条件により申請の上で薬剤師配置が免除されることがあります。
7.敷地の面積及び平面図 (規則1条の14 第1項第9号)	(1) 平面図には建物の配置を記入すること。 (2) ビル内の診療所の場合、ビルの敷地面積を記載すること。 (3) 敷地の平面図が添付されていること。ただし、ビル内の診療所の場合は、当該診療所が所在する階の平面図とすること。
8.敷地周囲の見取図(規1-14-10)	(1) 建物の市内における位置図を添付すること。住宅地図等にマーキングをして用いても構いません。
9.建物の構造概要及び平面図 (規則1条の14 第1項第11号)	(1) 構造及び階層を記入すること(例：鉄筋コンクリート造 2階建て 等)。 (2) 建築面積及び延べ建築面積を記入すること。 (3) ビルディングの一部を使用する場合(テナント等)、診療所部分のみの建築面積を記入すること。 (4) 平面図は、各室の名称を示し、かつ各病室の病床数及び病床種別を示す図面とすること。また、各室の面積も表示すること(内法測定)。
10.病室の構造概要	※ 病床のある診療所のみ記載してください。 ※ あらかじめ「病床設置許可(県の許認可)」が必要となりますので、詳しくは福島県にお問合せください。 (1) 病室数が多い場合、申請書中のセルを増やすか、別紙(病室一覧 等)により所定の項目について遗漏なく記載すること。 詳しくは次ページへ

項目	留意点
10.病室の構造 概要(詳細) (規則16条第1項各号)	<p>※ 1人あたりの床面積や天井高、1室あたりの病床数は制限があります。</p> <p>(1) 病室は地階又は3階以上に設けることは出来ない。 ただし、放射線治療病室は地階に設けることが可能であるほか、建物の主要構造部が耐火構造である場合は、3階以上に病室を設けることが可能である。</p> <p>(2) 療養病床の病室における病床数は1室につき4床までである。</p> <p>(3) 床面積は内法測定であること。</p> <p>(4) 病室の床面積は、個室の場合6.30m²以上、相部屋の場合は患者1人につき4.30m²以上確保されていること。また、療養病床の場合は患者1人につき6.40m²以上の床面積を確保すること。</p> <p>(5) 小児のみを入院させる場合は、上記の床面積の3分の2以上あれば足りるが、1室の床面積が6.30m²を下回ってはならない。</p> <p>(6) 天井高は、2.10m以上確保すること。</p> <p>(7) 人間ドックの受診者が院内で宿泊する室は、病室として取扱う。</p> <p>(8) 診察または処置後に患者が休養する室(所謂「リカバリー室」)は、病室とは見なさない。</p>
11.廊下の幅 (規則16条第1項第11号)	<p>※ 病床のある診療所のみ記載してください。</p> <p><u>※ 病床が9床以下の有床診療所には下記規定は適用されません。</u></p> <p>(1) 片側廊下(居室)の場合：内法1.20m以上(精神・療養は内法1.80m以上)</p> <p>(2) 中廊下(両側居室)の場合：内法1.60m以上(精神・療養は内法2.70m以上)</p>
12.2階以上に病室を有する建物の階段数及び構造 (規則16条第1項第8、9、10号)	<p>※ 病床のある診療所のみ記載してください。</p> <p>(1) 患者の使用する屋内直通階段を2以上設ける必要がある。 ただし、患者の使用するエレベータが設置されているもの又は2階以上の各階における病室の床面積がそれぞれ50m²以下(主要構造部が耐火建築のものは100m²以下)のものは1つとすることができます。</p> <p>(2) 3階以上の階に病室がある場合には、避難階段が2以上必要である。 ただし、屋内直通階段が建築基準法施行令に規定する避難階段としての構造である場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算定することができる。</p> <p>(3) 屋内直通階段にかえて傾斜路(スロープ)を設ける場合は、建築基準法に定める要件を満たすこと。</p> <p><u>※ 病床が9床以下の有床診療所には下記規定は適用されませんが、建築基準法等他法令も十分に確認してください。</u></p> <p>(4) 屋内直通階段及び踊り場の幅は内法測定で1.20m以上、け上げは0.20m以下、踏面は0.24m以上 確保すること。</p> <p>(5) 適当な手すりを設けること。</p>

項目	留意点
13.診察室 (法21条第1項、規則20条第1項第1、4号)	(1) 各科専門の診察室を設けること。 (2) 一人の医師が2以上の診療科目を担当する場合は、同じ室を使用することが可能。 (3) 処置室と兼用の場合、その兼用面積を記入すること。
14.処置室 (法21条第1項、規則20条第4項)	(1) なるべく診療科ごとに設けること。 (2) 場合により、2以上の診療科について併用・又は診察室と共用可能。
15.歯科治療室	(1) 主に歯科治療用ユニットがある室を指す。 (2) 室名、床面積を記入すること。
16.歯科技工室 (規則16条第1項第13号)	(1) 防じん設備その他の必要な設備(石膏トラップ、ダストコレクター、換気扇、レーザ、燃焼炉、ガス、水道設備等)を設けること。 (2) 「構造設備の概要」には、室内の(床・壁・天井)仕上げも含め、その他の必要な設備等を記入すること。「防じん設備」には、該当する設備を記入すること。
17.臨床検査施設その他 の検査試験研究施設 (規則20条第5、6項)	※ 院内で検査を行う場合のみ必要。外部委託する場合は不要です。 (1) 法第15条の3第1項第2号に基づく者に委託する場合は、厚生労働省令に適合した事業者に委託する(規則9条の8参照のほか、医療関連サービスマーク取得の有無等)。 (2) 血液、尿、喀痰、糞便等、それぞれ通常の検査に用いる必要な設備が設けられていること。 (例: 血色素計、赤沈管台、顕微鏡、電気冷蔵庫、血球分類計算機、遠心器、光電比色計)
18.調剤所 (規則16条第1項第14号)	※ 薬剤師が勤務し調剤を行う場合は必須となります。 ※ 院外処方が基本で、処方箋の交付を患者等が不要である旨申し出た場合や処置の過程等において、医師が直接医薬品を調剤又は投与する場合は不要です。 (1) 採光、換気を十分にし、且つ清潔が保たれていること。 (2) 冷暗所(又は冷蔵施設)が設けられていること。 (3) 感量10ミリグラムのてんびん及び500ミリグラムの上皿てんびんその他調剤に必要な器具が備え付けられていること。 (4) 毒薬を取り扱う場合は、鍵のかかる設備が設けられていること。 (5) 「採光の状況」「換気の状況」については良好であるかを判断し記載すること。
19.手術室及び 準備室 (規則20条第1項第2、3号)	※ 医療法における手術室は、「特定の診療科目を標榜する病院」のみ必要ですが、外科的な処置を伴う診療科目を標榜する診療所にあっては、同等の構造設備を備えた処置室の整備が衛生上求められます。 (1) 手術室はなるべく準備室を附設し塵埃の入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房及び照明設備、清潔な手洗いを有すること。 (2) 手術室及び準備室の面積、各部の仕上げについて記載すること。

項目	留意点
20.分べん室及び新生児入浴施設 (法21条第1項第10号)	※ 医療法上の診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあっては必須の設備となります、分娩を取り扱う診療所にあっても。同等の構造設備を備えた処置室の整備が衛生上好ましいといえます。
21.消毒施設 (法21条第3項、規則16条第1項第12号、規則21条第1項第1号)	※ 感染症病室又は結核病室を有する診療所には、必要な消毒設備の設置が求められます。 (1) 消毒方法及び設備については、消毒薬の種類や消毒機器等を記載すること(例:蒸気消毒装置、ホルムアルデヒド、ガス消毒装置 等)。 (2) 法第15条の3第2項に基づき委託する場合は、厚生労働省令に適合した事業者に委託する(規則第9条の9参照のほか、医療関連サービスマーク取得の有無等)。
22.洗濯施設 (法21条第3項、規則21条第1項第1号)	※ 基本的に病院のみ必要です。 (1) 法第15条の3第2項に基づき委託する場合は、厚生労働省令に適合した事業者に委託する(規則第9条の14参照のほか、医療関連サービスマーク取得の有無等)。
23.放射線関係設備の概要 (規則30条の4)	※ 放射線関係装置の設置にあたっては、別途届出の提出が必要です。詳しくは、各種届出の項目を参照してください。 【エックス線装置】 (1) 固定・携帯(ポータブル)の別や用途等を記入すること。 (2) 複数台ある場合は、それぞれ記入すること。 【エックス線診察室】 (1) 「構造概要」には、部材とその厚み(例:コンクリート○○cm 鉛シート○○mm等)を記入すること。 (2) エックス線診療室は放射線防護がなされ、かつ、診療室外に操作する場所(操作室)を設けること。 (3) エックス線診療室である旨を示す標識を付すること。 (4) エックス線診療室には、「管理区域」の標識及び「使用中」の表示があること。 (5) 天井、床及び周囲の隔壁は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるように遮蔽することができるものとすること。 (6) エックス線診療室の室内には、エックス線装置を操作する場所を設けないこと。ただし、規則第30条第4項第3号に規定する箱型の遮蔽物を設けたとき、又は近接透視撮影を行うとき、若しくは乳房撮影を行う場所であって必要な防護物を設けたときは、この限りではない。

項目	留意点
24.給食施設 (規則20条第1項第8号、9号)	<p>※ 基本的に病院のみ必要です。</p> <p>(1) 必要事項を記入すること。</p> <p>(2) 入院患者のすべてに給食することのできる施設とすること。</p> <p>(3) 調理室の床は耐水材料をもって洗浄及び排水、又は清掃に便利な構造とすること。</p> <p>(4) 食器の消毒設備を設けること。</p> <p>(5) 法第15条の3第2項に基づき委託する場合は、厚生労働省令に適合した事業者に委託する（施行規則第9条の10参照のほか、医療関連サービスマーク取得の有無等）。</p>
25.換気設備 (規則16条第1項第5号)	<p>※ 通常は一般的な換気装置で問題ありませんが、下記のような構造設備を備える場合は整備が必要です。</p> <p>(1) 感染症病室、結核病室又は病理細菌検査室の空気が風道を通じて院内の他の部分に流入しないようにすること（陰圧装置の設置等）。</p>
26.給水施設	(1) 給水の種別を記載すること。
27.汚物処理施設	※ 感染症予防の観点から医療機関において自ら処理することが望ましいものを除き、適正な能力を有する特別管理産業廃棄物処理業の許可業者に処理を委託することが必要です。
28.便所及び便槽	<p>(1) 各項目を記載すること。</p> <p>(2) 職員患者共用又は男女共用の場合は、その旨記載すること。</p>
29.暖房施設	<p>(1) 各室の空調設備を記載すること。 (例：パッケージエアコン、冷温水発生機 等)</p>
30.その他の施設	<p>(1) 他の項目に当てはまらない施設について記載すること。</p> <p>(2) 様式に記載のない施設等がある場合や、記載欄に不足がある場合は、項目中の施設名の書き換えや、表の行列を追加して記載すること。</p>
31.消防機械 又は器具 (規則16条第1項第1号、15号、16号)	<p>(1) 消防署と事前協議の上、必要な設備を備えること。</p> <p>(2) 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を備えること。</p> <p>(3) 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずること。</p>
32.開設予定年月日	<p>(1) 申請時点の開設予定年月日を記載すること。</p> <p>※ 開設にあたっては、別途「診療所開設届(第3号様式)」を開設後10日以内に提出してください。ここでいう開設は、診療所の整備が完了し、診療が開始出来る状態をいいます。</p> <p>※ 診療所開設と同時に保険診療を開始する場合、実際の診療開始日より前に診療所開設届の提出を完了しておく必要があります。十分に余裕を持って診療所の整備と手続きをお願いします。</p>

2. 病院・診療所開設届（事前に診療所開設許可を受け、診療所での診療を開始した場合）

必要な場合	病院を開設・医師又は歯科医師でない者が診療所を開設した場合 (事前に診療所開設許可が必要です。) ※病院開設許可は福島県の許可事項です				
様式	第3号様式（第2条関係）				
根拠法			施行令・規則	令第4条の2、規則第3条	
提出部数	1部	提出時期	開設後 10日以内	手数料	なし
添付書類	<p>(1) 管理医師の医師(歯科医師)免許証の写し及び履歴書 (2) 管理医師(歯科医師)の臨床研修修了登録証の写し (3) 診療に従事する医師、歯科医師の医師(歯科医師)、助産師免許証の写し (4) (助産所のみ)嘱託医師となる医師の承諾書及び医師免許証の写し ※ 医師(歯科医師)免許証は原本確認の上、写しをお預かりします。 原本持参が困難である場合、写しに開設者による原本証明が必要です。</p>				
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体で窓口または郵送により提出 <p>〈注意〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険診療を実施する場合、事前に保険医療機関としての指定申請を行う必要があります。指定申請については東北厚生局福島事務所までご相談ください。 				

・届出書作成時の留意点

項目	留意点
◎開設者の住所 及び氏名	(1) 開設者住所氏名 法人にあっては、法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職 氏名を記入すること。定款または寄附行為、法人登記簿と一致している こと。
1.名称	(1) 診療所開設許可を受けた名称を記入すること。 (2) 電話番号は、医療機関直通の電話番号を記入すること。
2.開設の場所	(1) 診療所開設許可を受けた場所を記入すること。 (2) 法人が開設する診療所の場合、法人の定款、寄附行為等と整合性をとること。
3.開設許可 年月日及び 許可指令番号	(1) 診療所開設許可証を参照の上で記入すること。
4.開設年月日	(1) 診療体制が整い、実際に患者の受入れが可能な日付を記入すること。 ※ 健康保険適用で診療を行う場合、当該開設届の提出後、東北厚生局へ の保険医療機関指定申請の手続きが必要です。お早めに東北厚生局 福島支部までご相談をお勧めします。
5.管理者	(1) 住所は、管理者が現に居住する場所を記入すること。 (2) 氏名は、医師(歯科医師)免許証に記載の氏名を一致させること。 (3) 管理者が他の病院、診療所又は助産所を管理している場合、「病院・ 診療所・助産所管理者兼任許可申請書(第11号様式)」による事前申請に より許可を受ける必要がある。
6.診療に従事す る医師又は 歯科医師	(1) 管理者も含めて記載すること。 (2) 管理者の診療日時は、原則として医療機関の診療日時と同じとなる。 (3) 管理者が他の病院、診療所又は助産所の管理者を兼任する場合、管理 を兼任する医療機関と当該医療機関の診療日時が重複してはならない。 (4) 非常勤の医師(歯科医師)も記入すること。
7.薬剤師又は 助産師	(1) 職種には「薬剤師」又は「助産師」が記載されていること。 (2) 非常勤の者も記入すること。
8.その他の 従業者	(1) 項目に沿って常勤者の数を記入すること。
9.助産所に ついては、 嘱託医師の 住所氏名	(1) 「5.管理者」の項に準じて住所と氏名を記入すること。 (2) 併せて、嘱託医師となる旨の承諾書及び免許証の写し(要原本証明)を 提出すること。
10.留意点	(1) 公的医療機関については、その診療報酬額が分かる資料を提出する こと。

3. 診療所開設届（医師・歯科医師が個人として開設した場合）

必要な場合	医師又は歯科医師が診療所を開設した場合				
(具体的なケース)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、歯科医師が個人として新たに診療所を開設するとき ・ 個人開設の診療所で開設者が代替わりしたとき（親Dr.→子Dr.） (医師又は歯科医師が開設している診療所で下記の変更を伴う場合) ・ 同一敷地外へ移転するとき(建て替えに伴っての仮設診療所も含む) ・ ビルテナント開設で、フロア移動または室の移動をするとき 				
様式	第5号様式（第2条関係）				
根拠法	第8条		施行令・規則	規則第4条各項	
提出部数	1部	提出時期	開設後 10日以内	手数料	なし
添付書類	<p>(1) 管理医師の医師(歯科医師)免許証の写し及び履歴書</p> <p>(2) 診療に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し</p> <p>※ 医師(歯科医師)免許証は原本確認の上、写しをお預かりします。 原本持参が困難である場合、写しに開設者による原本証明が必要です。</p> <p>(3) 管理医師(歯科医師)の臨床研修修了登録証の写し</p> <p>(4) 敷地の平面図</p> <p>(5) 敷地周囲の見取図(←住宅地図等の流用可)</p> <p>(6) 建物の構造概要及び各室の名称を示した平面図(各室の面積を記載。 病室がある場合は廊下及び階段の幅、階段のけあげ、踏面の寸法も記入すること。)</p> <p>※ 各構造設備の幅、寸法、面積は内法によること</p>				
提出方法	<p>【事前相談必須】</p> <p>・ 紙媒体で窓口へ提出</p> <p>〈注意〉</p> <p>・ 円滑な手続のため、必ず時間に余裕を持って事前にご相談ください。 事前相談なく開設された場合、書類不備がある場合返戻する場合がある ほか、構造設備及び管理体制又は診療体制に不備があると認められる 場合には医療法に基づく是正の指導を行い、これに従い改善して いただく必要があります。</p> <p>・ このことから、医療法上手続きは開設後となりますが、必ず事前に ご相談をいただきますようお願ひいたします。</p>				

・届出書作成時の留意点

項目	留意点
◎開設者の住所 及び氏名 (規則1条の14 第1項第1号)	(1) 開設者住所氏名 診療所を開設した医師又は歯科医師個人の住所と氏名であること。
1.診療所の名称 (規則1条の14 第1項第2号) ※詳しくは、 「医療広告ガイドライン（厚生 労働省HPに掲 載）」も併せて ご参照くださ い。	(1) 医療機関の名称に関する整理については以下のとおり。 ①名称として使用可能な範囲 治療方法、特定の疾病や症状の名称、診療対象者など法令及び医療広告ガイドライン等により広告可能とされたものについては、医療機関の名称としても使用可能です。 <可能な例> ペインクリニック、糖尿病クリニック、高血圧クリニック、腎透析クリニック、女性クリニック ②名称として使用が認められないもの 法令及び医療広告ガイドライン等において広告が禁止されているものにつ いては、医療機関の名称に使用できません。 <具体例> ○虚偽にわたるもの(虚偽) ⇒×) 絶対痛くない診療所 ○他の医療機関と比較して優良であることを示すもの(比較) ⇒×) 日本一クリニック ○必ずしも虚偽ではないが、事実を不当に誇張して表現していたり、 人を誤認させるもの(誇大広告) ⇒×) 安心安全医院 ○客観的事実であることを証明することができないもの ○公序良俗に反するもの (2) 麻酔科を診療所の名称に使用する場合は、麻酔科標榜許可書を有する 医師が勤務していること（法6条の6 第4項、規則第1条の10）。 (3) 「○○センター」という名称について ○法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は診療所であるもの として一定の医療を担う医療機関である場合 ○当該医療機関が当該診療について、地域において中核的な機能や役割 を担っていると都道府県等が認める場合 以外は認められません。 <不可能な例> ○○インプラントセンター、治療センター 等

項目	留意点
2.開設の場所 (規則1条の14第1項第3号)	(1) 開設者が適法に売買契約又は賃貸借契約を締結し、利用の権利を得た場所であること。
3.診療科目 (規則1条の14第1項第4号)	(1) 標榜可能な診療科は、令3条の2に規定される診療科目であること。 (2) 法第6条の6第1項の許可による診療科は麻酔科のみであり、麻酔科を広告する際は、医師又は歯科医師の氏名も併せて広告すること(法6条の6第4項)。 〈備考〉 院内での案内表示にのみ用いる診療科名は、令3条の2に規定されている以外のものであっても掲出可能な場合があります。
4.開設年月日	(1) 診療体制が整い、実際に患者の受入れが可能な日付を記入すること。 ※ 健康保険適用で診療を行う場合、当該開設届の提出後、東北厚生局への保険医療機関指定申請の手続きが必要です。お早めに東北厚生局福島支部までご相談をお勧めします。
5.他の医療機関の開設及び勤務状況(法第12条第1、2項、規則第1条の14第6、7号)	(1) 開設した医療機関の開設者となる医師又は歯科医師が、既に他の医療機関を管理している場合、「病院・診療所管理者兼任許可申請」により事前に許可を受けること。 (2) 開設者となる医師又は歯科医師が管理者とならない場合、「開設者が他の者を管理者とする許可申請」により事前に許可を受けること。 (3) 管理者が他の医療機関に非常勤等の形態で勤務する(している)場合、診療所の管理に支障がないような勤務時間とすること。
6.管理者 (法第10条)	(1) 主として医科の診療所は医師、歯科の診療所は歯科医師免許を持つ者が管理すること。 (2) 管理者は、臨床研修等を終了していること。履歴書や臨床研修終了証等により修了している旨、確認が出来ること。
7.診療に従事する医師又は歯科医師 (規則第3条第1項第3号)	(1) 管理者についても記載すること。 (2) 管理者は診療所の診療時間中、管理出来る体制が取れていること。 (3) 非常勤の者も記載すること。 (4) 担当科目は診療所として標榜している科目と整合性が取れていること。 ※ 常勤医師が3名以上の場合、専属薬剤師を配置する必要があります。 但し、条件により申請の上で薬剤師配置が免除されることがあります。
8.薬剤師又は助産師 (規則第3条第1項第3、4号)	(1) 管理者についても記載すること。 (2) 法令上の専属薬剤師設置義務の有無に関わらず、薬剤師が勤務している場合には記載すること。 (3) 非常勤の者も記載すること。

項目	留意点
9.その他の従業者	(1)開設時点での各職種の従業員実数を記入すること。 ※ 「10.従業員定員」で設定した定員を上回っていないこと。
10.従業員定員 (規則1条の14 第1項第8号)	(1)各職種の従業員の定員を記入すること(常勤職員数を計算すること)。 (2)療養病床を設置する場合は、規則21条の2により算定、記入すること。 ※ 常勤医師が3名以上の場合、専属薬剤師を配置する必要があります。 但し、条件により申請の上で薬剤師配置が免除されることがあります。
11.敷地の面積 及び平面図 (規則1条の14 第1項第9号)	(1)平面図には建物の配置を記入すること。 (2)ビル内の診療所の場合、ビルの敷地面積を記載すること。 (3)敷地の平面図が添付されていること。ただし、ビル内の診療所の場合は、当該診療所が所在する階の平面図とすること。
敷地周囲の 見取図(規1-14-10)	(1)建物の市内における位置図を添付すること。住宅地図等にマーキングをして用いても構いません。
12.建物の構造 概要及び平面図 (規則1条の14 第1項第11号)	(1)構造及び階層を記入すること(例：鉄筋コンクリート造 2階建て 等)。 (2)建築面積及び延べ建築面積を記入すること。 (3)ビルディングの一部を使用する場合(テナント等)、診療所部分のみの建築面積を記入すること。 (4)平面図は、各室の名称を示し、かつ各病室の病床数及び病床種別を示す図面とすること。また、各室の面積も表示すること(内法測定)。
13.病室の構造概要	※ 病床のある診療所のみ記載してください。 ※ あらかじめ「病床設置許可(県の許認可)」が必要となります。 (1)病室数が多い場合、申請書中のセルを増やすか、別紙(病室一覧 等)により所定の項目について遗漏なく記載すること。 詳しくは下記を参照
13.病室の構造概要(詳細) (規則16条第1 項各号)	※ 1人あたりの床面積や天井高、1室あたりの病床数は制限があります。 (1)病室は地階又は3階以上に設けることは出来ない。 ただし、放射線治療病室は地階に設けることが可能であるほか、建物の主要構造部が耐火構造である場合は、3階以上に病室を設けることが可能である。 (2)療養病床の病室における病床数は1室につき4床までである。 (3)床面積は内法測定であること。 (4)病室の床面積は、個室の場合6.30m ² 以上、相部屋の場合は患者1人につき4.30m ² 以上確保されていること。また、療養病床の場合は患者1人につき6.40m ² 以上の床面積を確保すること。 (5)小児のみを入院させる場合は、上記の床面積の3分の2以上あれば足りるが、1室の床面積が6.30m ² を下回ってはならない。 (6)天井高は、2.10m以上確保すること。 (7)人間ドックの受診者が院内で宿泊する室は、病室として取扱う。 (8)診察または処置後に患者が休養する室(所謂「リカバリー室」)は、病室とは見なさない。

項目	留意点
14.廊下の幅 (規則16条第1項第11号)	<p>※ 病床のある診療所のみ記載してください。</p> <p>※ 病床が9床以下の有床診療所には下記規定は適用されません。</p> <p>(1) 片側廊下(居室)の場合：内法1.20m以上(精神・療養は内法1.80m以上) (2) 中廊下(両側居室)の場合：内法1.60m以上(精神・療養は内法2.70m以上)</p>
15.2階以上に病室を有する建物の階段数及び構造 (規則16条第1項第8、9、10号)	<p>※ 病床のある診療所のみ記載してください。</p> <p>(1) 患者の使用する屋内直通階段を2以上設ける必要がある。 ただし、患者の使用するエレベータが設置されているもの又は2階以上の各階における病室の床面積がそれぞれ50m²以下(主要構造部が耐火建築のものは100m²以下)のものは1つとすることができます。</p> <p>(2) 3階以上の階に病室がある場合には、避難階段が2以上必要である。 ただし、屋内直通階段が建築基準法施行令に規定する避難階段としての構造である場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算定することができる。</p> <p>(3) 屋内直通階段にかえて傾斜路(スロープ)を設ける場合は、建築基準法に定める要件を満たすこと。</p> <p>※ 病床が9床以下の有床診療所には下記規定は適用されませんが、建築基準法等他法令も十分に確認してください。</p> <p>(4) 屋内直通階段及び踊り場の幅は内法測定で1.20m以上、け上げは0.20m以下、踏面は0.24m以上 確保すること。</p> <p>(5) 適当な手すりを設けること。</p>
16.診察室 (法21条第1項、規則20条第1項第1、4号)	<p>(1) 各科専門の診察室を設けること。</p> <p>(2) 一人の医師が2以上の診療科目を担当する場合は、同じ室を使用することが可能。</p> <p>(3) 処置室と兼用の場合、その兼用面積を記入すること。</p>
17.処置室 (法21条第1項、規則20条第4項)	<p>(1) なるべく診療科ごとに設けること。</p> <p>(2) 場合により、2以上の診療科について併用・又は診察室と共に可能。</p>
18.歯科治療室	<p>(1) 主に歯科治療用ユニットがある室を指す。</p> <p>(2) 室名、床面積を記入すること。</p>
19.歯科技工室 (規則16条第1項第13号)	<p>(1) 防じん設備その他の必要な設備(石膏トラップ、ダストコレクター、換気扇、レーザ、燃焼炉、ガス、水道設備 等)を設けること。</p> <p>(2) 「構造設備の概要」には、室内の(床・壁・天井)仕上げも含め、その他の必要な設備等を記入すること。「防じん設備」には、該当する設備を記入すること。</p>

項目	留意点
20.臨床検査施設 その他の検査試験研究施設 (規則20条第5、6項)	<p>※ 院内で検査を行う場合のみ必要。外部委託する場合は不要です。</p> <p>(1) 法第15条の3第1項第2号に基づく者に委託する場合は、厚生労働省令に適合した事業者に委託する（規則9条の8参照のほか、医療関連サービスマーク取得の有無等）。</p> <p>(2) 血液、尿、喀痰、糞便等、それぞれ通常の検査に用いる必要な設備が設けられていること。 (例：血色素計、赤沈管台、顕微鏡、電気冷蔵庫、血球分類計算機、遠心器、光電比色計)</p>
21.調剤所 (規則16条第1項第14号)	<p>※ 薬剤師が勤務し調剤を行う場合は必須となります。</p> <p>※ 院外処方が基本で、処方箋の交付を患者等が不要である旨申し出た場合や処置の過程等において、医師が直接医薬品を調剤又は投与する場合は不要です。</p> <p>(1) 採光、換気を十分にし、且つ清潔が保たれていること。</p> <p>(2) 冷暗所(又は冷蔵施設)が設けられていること。</p> <p>(3) 感量10ミリグラムのてんびん及び500ミリグラムの上皿てんびんその他調剤に必要な器具が備え付けられていること。</p> <p>(4) 毒薬を取り扱う場合は、鍵のかかる設備が設けられていること。</p> <p>(5) 「採光の状況」「換気の状況」については良好であるかを判断し記載すること。</p>
22.手術室及び準備室 (規則20条第1項第2、3号)	<p>※ 医療法における手術室は、「特定の診療科目を標榜する病院」のみ必要ですが、外科的な処置を伴う診療科目を標榜する診療所にあっては、同等の構造設備を備えた処置室の整備が衛生上求められます。</p> <p>(1) 手術室はなるべく準備室を附設し塵埃の入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房及び照明設備、清潔な手洗いを有すること。</p> <p>(2) 手術室及び準備室の面積、各部の仕上げについて記載すること。</p>
23.分べん室及び新生児入浴施設 (法21条第1項第10号)	<p>※ 医療法上の診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあっては必須の設備となります。分娩を取り扱う診療所にあっても。同等の構造設備を備えた処置室の整備が衛生上好ましいといえます。</p>
24.消毒施設 (法21条第3項、規則16条第1項第12号、規則21条第1項第1号)	<p>※ 感染症病室又は結核病室を有する診療所には、必要な消毒設備の設置が求められます。</p> <p>(1) 消毒方法及び設備については、消毒薬の種類や消毒機器等を記載すること(例：蒸気消毒装置、ホルムアルデヒド、ガス消毒装置 等)。</p> <p>(2) 法第15条の3第2項に基づき委託する場合は、厚生労働省令に適合した事業者に委託する（規則第9条の9参照のほか、医療関連サービスマーク取得の有無等）。</p>

項目	留意点
25.洗濯施設 (法21条第3項、規則21条第1項第1号)	<p>※ 基本的に病院のみ必要です。</p> <p>(1) 法第15条の3第2項に基づき委託する場合は、厚生労働省令に適合した事業者に委託する（規則第9条の14参照のほか、医療関連サービスマーク取得の有無等）。</p>
26.放射線関係設備の概要 (規則30条の4)	<p>※ 放射線関係装置の設置にあたっては、別途届出の提出が必要です。詳しくは、各種届出の項目を参照してください。</p> <p>【エックス線装置】</p> <p>(1) 固定・携帯(ポータブル)の別や用途等を記入すること。</p> <p>(2) 複数台ある場合は、それぞれ記入すること。</p> <p>【エックス線診察室】</p> <p>(1) 「構造概要」には、部材とその厚み(例：コンクリート○○cm 鉛シート○○mm等)を記入すること。</p> <p>(2) エックス線診療室は放射線防護がなされ、かつ、診療室外に操作する場所(操作室)を設けること。</p> <p>(3) エックス線診療室である旨を示す標識を付すること。</p> <p>(4) エックス線診療室には、「管理区域」の標識及び「使用中」の表示があること。</p> <p>(5) 天井、床及び周囲の隔壁は、その外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるように遮蔽することができるものとすること。</p> <p>(6) エックス線診療室の室内には、エックス線装置を操作する場所を設けないこと。ただし、規則第30条第4項第3号に規定する箱型の遮蔽物を設けたとき、又は近接透視撮影を行うとき、若しくは乳房撮影を行う場所であって必要な防護物を設けたときは、この限りではない。</p>
27.給食施設 (規則20条第1項第8号、9号)	<p>※ 基本的に病院のみ必要です。</p> <p>(1) 必要事項を記入すること。</p> <p>(2) 入院患者のすべてに給食することのできる施設とすること。</p> <p>(3) 調理室の床は耐水材料をもって洗浄及び排水、又は清掃に便利な構造とすること。</p> <p>(4) 食器の消毒設備を設けること。</p> <p>(5) 法第15条の3第2項に基づき委託する場合は、厚生労働省令に適合した事業者に委託する（規則第9条の10参照のほか、医療関連サービスマーク取得の有無等）。</p>

項目	留意点
28.換気設備 (規則16条第1項第5号)	<p>※ 通常は一般的な換気装置で問題ありませんが、下記のような構造設備を備える場合は整備が必要です。</p> <p>(1) 感染症病室、結核病室又は病理細菌検査室の空気が風道を通じて院内の他の部分に流入しないようにすること（陰圧装置の設置等）。</p>
29.給水施設	(1) 細水の種別を記載すること。
30.汚物処理施設	※ 感染症予防の観点から医療機関において自ら処理することが望ましいものを除き、適正な能力を有する特別管理産業廃棄物処理業の許可業者に処理を委託することが必要です。
31.便所及び便槽	<p>(1) 各項目を記載すること。</p> <p>(2) 職員患者共用又は男女共用の場合は、その旨記載すること。</p>
32.暖房施設	<p>(1) 各室の空調設備を記載すること。</p> <p>（例：パッケージエアコン、冷温水発生機 等）</p>
33.その他の施設	<p>(1) 他の項目に当たはまらない施設について記載すること。</p> <p>(2) 様式に記載のない施設等がある場合や、記載欄に不足がある場合は、項目中の施設名の書き換えや、表の行列を追加して記載すること。</p>
34.消火機械又は器具(規則16条第1項第1号、15号、16号)	<p>(1) 消防署と事前協議の上、必要な設備を備えること。</p> <p>(2) 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を備えること。</p> <p>(3) 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずること。</p>
※開設日の考え方について	<p>※ ここでいう開設は、診療所の整備が完了し、診療が開始出来る状態をいいます。</p> <p>※ 診療所開設と同時に保険診療を開始する場合、実際の診療開始日より前に診療所開設届の提出を完了しておく必要があります。十分に余裕を持って診療所の整備と手続きをお願いします。</p>

4. 病院・診療所開設許可事項の変更許可申請

必要な場合	①病院 ②医師又は歯科医師でない者が開設した診療所 が下記の事項を変更する場合				
(具体的なケース)	<p>※判断が難しい場合は、一度ご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設の目的及び維持の方法 ・医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他従業員の定員 ・敷地の面積及び平面図 ・建物の構造概要及び平面図 (室の用途変更や室内の構造設備変更等) ・歯科医業を行う病院(診療所)であって、歯科技工室を設けているときは、その構造設備の概要 ・病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数 ・エックス線装置の配備状況の変更(病院のみ) 				
様式	第4号様式（第2条関係）				
根拠法	第7条第2項		施行令・規則	規則第1条の14第3項	
提出部数	1部	提出時期	事前 (早期に)	手数料	なし
添付書類	<p>(1) 変更事項に関する書類・図面</p> <p>※ 各項目の基準や記載方法等については、「1. 診療所開設許可申請（医師・歯科医師が個人として開設する場合以外）」の各項目 「留意点」をご確認ください。</p> <p>※ 病院の場合は、診療所と基準が異なることがあります。 上記に併せて医療法関係法令もご一読ください。</p> <p>※ 書類・図面は、変更の前後が分かるように提出してください。</p> <p>(2) 病院・診療所開設許可事項の変更許可申請に係る別紙様式</p> <p>※ 別紙様式は、変更に該当する部分のみの記載・提出で問題ありません。</p>				
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・【事前相談推奨】紙媒体で窓口または郵送により提出 <p>〈注意〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な手続のため、必ず時間に余裕を持って事前にご相談ください。 事前相談なく申請された場合、書類不備がある等で返戻する場合があるほか、手続き及び許可に時間がかかることがあります。変更予定日の1ヵ月前までを目安にご相談と申請準備をお願いします。 				
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内からの移転を伴わない建替えは変更許可申請となります。 ・病床に関わる変更を行う場合、地域医療構想に影響する場合があるため、必ず事前に相談してください。 				

5. 病院・診療所開設許可(届出)事項の変更届 【病院又は医師・歯科医師個人開設以外の診療所】

必要な場合	<p>①病院 ②医師又は歯科医師でない者が開設した診療所 が下記の事項を変更した場合</p>				
(具体的なケース)	<p>※内容により「病院(診療所)開設許可事項の変更許可申請」対象となる場合があります。ご不明な点は事前にご相談ください。</p> <p>〈開設許可事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設者の住所、氏名(法人であるときは、その名称及び事務所の所在地) ・病院(診療所)の名称 ・病院(診療所)の所在地(区画整理事業等による町名地番の変更のみ) ・診療科目 ・病床数(単に病室内の病床を撤去するのみの場合) ・定款、寄付行為又は条例 ・汚水排出状況報告書記載状況の内容(病院のみ) <p>〈開設届出事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院(診療所)管理者の住所及び氏名(婚姻等による変更含む) 				
様式	第7号様式(第2条関係)				
根拠法	施行令・規則 令第4条第1項、第4条の2第2項、規則第1条の14第4項				
提出部数	1部	提出時期	開設後 10日以内	手数料	なし
添付書類	<p>(1) 変更事項に関する書類・図面(一例。不明な点はご相談ください。)</p> <p>①開設者(法人)の名称・所在地: 法人登記事項証明書</p> <p>②病院(診療所)の所在地: 町名地番変更の書類(区画整理事業換地処分通知等)</p> <p>③定款、寄付行為又は条例: 認可となったものの写し + 新旧対照表</p> <p>④管理者の住所及び氏名: 人物自体の変更→医師(歯科医師)免許証 + 臨床研修修了登録証(写し) + 履歴書 同一人物の引越しや氏名変更→身分証明書、住民票等 ※ 医師(歯科医師)免許証及び身分証明書については原本確認の上で写しをお預かりします。</p> <p>⑤診療科目(麻酔科標榜の場合): 標榜許可書(要原本確認) ※ 医療法人が「病院(診療所)の名称」「病院(診療所)の所在地」を変更する場合、 法人が所在する都道府県への手続きが必要となります。詳しくはご相談ください。</p>				
提出方法	<p>・紙媒体で窓口または郵送により提出 ※変更後10日以内に提出してください。</p>				
留意点	<p>・上記の他に確認書類が必要となる場合があります。 ・管理者が2つ以上の診療所を管理しようとする場合は、事前に別途許可が必要です(「管理者兼任許可証」)。</p>				

6. 診療所開設届出事項の変更届 【医師・歯科医師個人開設の診療所】

必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医師又は歯科医師が開設した診療所 が下記の事項を変更した場合 											
(具体的なケース)	<p>※ご不明な点は事前にご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設者の住所、氏名 ・診療所の名称 ・診療所の所在地(区画整理事業等による町名地番の変更のみ) ・診療科目 ・開設者の他の医療機関の開設、管理、勤務状況（診療所開設は別途手続き要） ・従業者の定数 ・敷地の面積及び平面図 ・建物の構造概要及び平面図（室内の構造設備等含む） ・病床数及び各室の病床数 ・管理者の住所、氏名（市から許可を得、開設者と管理者が別となっている場合） ・従事する医師又は歯科医師の氏名、担当診療科目及び診療日時 ・薬剤師の氏名（薬剤師が勤務している、これから勤務する場合） 											
様式	第7号様式（第2条関係）											
根拠法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">施行令・規則</td> <td colspan="3" style="width: 30%;">規則第4条各項</td> </tr> </table>								施行令・規則	規則第4条各項		
		施行令・規則	規則第4条各項									
提出部数	1部	提出時期	開設後 10日以内	手数料	なし							
添付書類	<p>(1) 変更事項に関する書類・図面（一例。不明な点はご相談ください。）</p> <p>①開設者の住所、氏名：住民票等</p> <p>②診療所の所在地：町名地番変更の書類(区画整理事業換地処分通知 等)</p> <p>③敷地の面積及び構造設備等が分かる平面図</p> <p>④従事する医師又は歯科医師：医師又は歯科医師免許証</p> <p><u>※ 同一の医師又は歯科医師が、複数の診療所を開設・管理する場合、下記の点に注意してください（「備考」欄参照）。</u></p>											
提出方法	<p>・紙媒体で窓口または郵送により提出</p> <p>※変更後10日以内に提出してください。</p>											
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の他に確認書類が必要となる場合があります。 ・二つ以上の診療所を管理しようとする場合、<u>事前に下記の手続きが必要です。事前にご相談ください。</u> <p>①一人の開設者が診療日時の重複がないように複数診療所を管理する場合 →「病院・診療所管理者兼任許可申請」</p> <p>②開設者以外の医師又は歯科医師に管理者をさせる場合 →「開設者が他の者を管理者とする許可申請」</p>											

7. 病院・診療所休止・廃止届

必要な場合	①医療機関を休止した場合 ②医療機関を廃止した場合（敷地外移転や開設者の変更含む） ③休止していた医療機関を再開させた場合				
(具体的なケース)	<p>〈休止〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 諸般の事情により、ある程度まとまった期間にわたり医療機関を休止する場合（スタッフ不足／管理者が管理義務を果たせない／医療機関を建て替える間、診療を停止する 等） <p>〈廃止〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 休止した医療機関が、1年を超えて再開の見通しが立たない場合 別な敷地を取得して医療機関を建築し、移転する場合 開設主体の法人化（個人化）や医師の代替わり等、開設者が変更となる場合 〔医療法人A→医療法人B、医師（個人）C→医療法人C、 医療法人D→医師（個人）D、医師E（親）→医師F（子）〕 <p>〈再開〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 休止していた医療機関の診療体制が整い、再開する場合 <p>※一度「廃止届」により廃止された医療機関は再開することはできません。</p>				
様式	第8号様式（第2条関係）				
根拠法	第8条の2		施行令・規則		
提出部数	1部	提出時期	発生後 10日以内	手数料	なし
添付書類	なし（状況により、理由が確認出来る書類等の提出をお願いいたします）				
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 紙媒体で窓口または郵送により提出 <p>※休止廃止（再開）後10日以内に提出してください。</p>				
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 確認書類が必要となる場合があります。 原則として、1年を超える休止が見込まれる場合は、廃止届の提出が必要となります（医師又は歯科医師ではない者が開設した場合）。 医師又は歯科医師が開設した医療機関については、具体的な状況について確認させていただいた上で、ご案内いたします。 開設者変更や敷地外移転等で新規開設と廃止が同時となる場合、医療機関が重複した期間に存在しないようにしてください。 (旧診療所：4月30日廃止→新診療所：5月1日開設) <p>※ エックス線装置を備え付けていた医療機関を廃止する場合、エックス線装置についても廃止の手続きが必要となります。</p> <p>※ 開設者の死亡（失踪）により診療所が運営継続不可能となった場合は、「診療所・助産所開設者死亡（失そう）届」による手続きが必要となります。</p>				

8. 病院・診療所開設者死亡（失そう）届

必要な場合	医師又は歯科医師が開設している病院又は診療所において、開設者が死亡あるいは失そうした場合			
(具体的なケース)	<p>〈死亡・失そう〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 開設者である医師又は歯科医師がお亡くなり（失そう）になった場合。ここでいう開設者は個人を指すため、医師個人が開設していない医療機関（医療法人等による開設）の場合に、開設主体の代表者が亡くなった場合には当該手続きは不要である（開設者である法人の理事長が逝去・失そうした場合など）。 			
様式	第9号様式（第2条関係）			
根拠法	第9条第2項	施行令・規則		
提出部数	1部	提出時期	発生後 10日以内	手数料 なし
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 死亡を証する資料（死亡診断書、除籍謄本等） 失そうを証する資料（失踪宣告がなされたことが分かる書類） 			
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 紙媒体で窓口へ提出 <p>※死亡又は失踪宣告後10日以内に提出してください。</p>			
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 必ず確認書類が必要となります。 届出者は、戸籍法上の届出義務者となります。 (死 亡：同居の親族／その他の同居者／家主、地主又は管理人) (失そう：失踪宣告の裁判を請求した者) <p>※ 本届出が提出された場合、当該医療機関は廃止となったとみなすため、廃止届の提出は不要です。</p> <p>※ 死亡した医師又は歯科医師の資格免許証が現存する場合は、返納手続きが必要です。詳しくはお問合せください。</p>			

9. 開設者が他の者を管理者とする許可申請

必要な場合	医師又は歯科医師が開設する下記の医療機関の管理者を、開設者でない者（医師又は歯科医師）に管理させる場合 ①病院 ②診療所				
様式	第10号様式（第2条関係）				
根拠法	第12条第1項	施行令・規則	規則第8条		
提出部数	1部	提出時期	事前	手数料	なし
添付書類	なし（状況により、理由が確認出来る書類等の提出をお願いいたします）				
提出方法	・（要事前相談）紙媒体で窓口または郵送により提出				
留意点	<p>※ 申請先は、新たに管理しようとする医療機関の所在地を管轄する保健所となる。</p> <p>※ 他の者に管理させる理由が妥当であるか、総合的に判断することとなるため、必ず事前に相談してください。</p> <p>※ 医師又は歯科医師が医療機関を開設する場合、円滑な運営管理や適正な医療の提供が求められるという観点から、基本的には開設者自身が管理者となることが望ましい。</p> <p>（注意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の開設者が申請してください。 ・ 新たに開設しようとしている医療機関を、最初から開設者ではない者に管理させようとする場合、診療所開設届（又は病院開設許可申請）より前に、当該許可を受ける必要があります。 				

10. 病院・診療所管理者兼任許可申請

必要な場合	医療機関の管理者（院長）に2か所以上の医療機関を管理させようとする場合				
(具体的なケース)	<ul style="list-style-type: none"> これまで市内で診療所Aを運営していた医療法人Xが、新たに診療所Bを市内に開業するにあたり、A診療所の管理者となっている医師に、B診療所を管理することとさせたい場合 				
様式	第11号様式（第2条関係）				
根拠法	第12条第2項	施行令・規則			
提出部数	1部	提出時期	事前	手数料	なし
添付書類	<p>(1) 新たに管理者となる者の免許証の写し(要原本証明)</p> <p>(2) 現に管理する医療機関等と新たに管理させようとする医療機関等との位置関係を示す資料（見取図）</p> <p>(3) それぞれの医療機関の開設者が異なる場合、現在管理している医療機関の開設者の承諾書</p>				
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> （要事前相談）紙媒体で窓口または郵送により提出 				
留意点	<p>※ 申請先は、新たに管理しようとする医療機関の所在地を管轄する保健所となる。</p> <p>※ 原則として次に掲げる場合等に該当すること。</p> <p>ア 医師が不足している地域（医療計画で定める医師少数区域）内に開設する診療所を管理しようとする場合</p> <p>イ 次に掲げる施設に開設する診療所を管理しようとする場合</p> <p>① 介護老人保健施設 ② 介護医療院 ③ 養護老人ホーム ④ 特別養護老人ホーム ⑤ 軽費老人ホーム ⑥ 有料老人ホーム ⑦ 社会福祉施設</p> <p>ウ 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合</p> <p>エ 地域における休日又は夜間の医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合</p> <p>オ その他次に掲げる場合</p> <p>① 病院又は診療所を管理する医師が、医師が不足している地域に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であって、市が適当と認めた場合 ② そのほか市が適当と認めた場合</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各医療機関の診療日時が重複してはいけません。 医療機関相互の連絡時間、交通事情等々において相互の連絡が容易であること。 診療補助者による医師法違反の事態を生ずるおそれがないこと、何れの医療機関においても管理の適正を欠き、地域住民の利用を阻害するおそれがないこと。 新たに診療所を開設する場合は診療科が少なく、かつ急患又は重患の利用者が少ないと見込まれること。 				

11. 専属薬剤師設置免除許可申請

必要な場合	①病院 ②医師が常時3人以上勤務する診療所 上記二つのいずれかに該当する医療機関が、専属薬剤師を置かない場合				
様式	第12号様式（第2条関係）				
根拠法	第18条但書	施行令・規則	規則第7条		
提出部数	1部	提出時期	事前	手数料	なし
添付書類	なし（状況により、理由が確認出来る書類等の提出をお願いいたします）				
提出方法	• （要事前相談）紙媒体で窓口または郵送により提出				
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・専属薬剤師を置かない理由については、事前にご相談ください。 ・調剤数や病床（設置されている場合）の状況、診療科目の特性等を踏まえて総合的に判断することとなります。 				

12. 病院・診療所使用許可申請

必要な場合	①病院 ②収容施設を有する診療所 が特定の構造設備を変更する場合			
(具体的なケース)	<p>※詳しくは別表「【参考】使用許可を要する構造設備一覧」のとおり</p> <p>〈開設時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院が開設許可を受けて施設整備を完了し、開設しようとするとき ・収容施設（病床）を有する診療所について施設整備を完了し、開設しようとするとき <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の改修にあたり、事前に開設許可事項変更許可を受けた特定の構造設備を変更し、使用開始しようとするとき ・診療所において特定の構造設備を変更し、使用開始しようとするとき 			
様式	第13号様式（第2条関係）			
根拠法	第27条			
提出部数	1部	提出時期	事前 (使用開始 1ヵ月前)	手数料 〈病院〉 保健所検査：43,000円 自主検査：15,000円 〈診療所〉 保健所検査：22,000円 自主検査：8,000円
添付書類	<p>(1) 変更事項に関する書類・図面</p> <p>※ 各設備の基準等については、「1. 診療所開設許可申請（医師・歯科医師が個人として開設する場合以外）」の各項目 <u>「留意点」をご確認ください。</u></p> <p>※ 病院の場合は、診療所と基準が異なることがあります。 <u>上記に併せて医療法関係法令もご一読ください。</u></p> <p>※ 書類・図面は、許可対象箇所が分かるように提出してください。</p> <p>(2) 別紙様式1（病院及び入院施設を有する診療所用）検査結果の届出書</p> <p>※ 自主検査の場合のみ</p>			
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体で窓口または郵送により提出 <p>※郵送による提出の場合、手数料は現金書留で送付してください。</p>			
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる構造設備によって、保健所による実地検査か医療機関による自主検査か、対応が変わります。調査日程含め事前にご相談ください。 ・病院のほか、医師又は歯科医師ではない者により開設された診療所については、事前に「病院・診療所開設許可事項の変更許可申請」により許可を受けている必要があります。 			

13. 診療用エックス線装置備付届

必要な場合	医療機関内にエックス線装置を設置したとき（更新した時を含む） 【定格出力の管電圧が10キロボルト以上かつエネルギーが1メガ電子ボルト未満のもの】				
(具体的なケース)	<p>〈開設時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の開設にあたり、エックス線装置の配備がある場合 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設中の医療機関においてこれまでエックス線装置を備えなかったが、新規に配備した場合 ・開設中の医療機関がエックス線装置を更新する場合、又は増設する場合 				
様式	第14号様式（第2条関係）				
根拠法	法第15条第3項		施行令・規則	規則第24条の2	
提出部数	1部	提出時期	備付後 10日以内	手数料	なし
添付書類	(1) 漏洩線量測定結果報告書				
提出方法	<p>・紙媒体で窓口または郵送により提出</p> <p style="text-align: center;">記入時の留意点</p>				
◎管理者	<p>(1) 「住所」は管理医師又は管理歯科医師の居住する住所となる。</p> <p>(2) 「氏名」は管理者の個人名であり、法人等の肩書は記載不要である。</p>				
1.病院又は診療所の名称及び所在地	<p>(1) 診療所開設許可を受けた名称を記入すること。</p> <p>(2) 電話番号は、医療機関直通の電話番号を記入すること。</p>				
2.エックス線装置に関する事項	<p>(1) 製作者(メーカー)名、型式、エックス線管の数は、高電圧発生装置のものを記入すること。</p> <p>但し、高電圧発生装置が独立していない(一体的なユニット構造等)場合は、エックス線装置等を含む装置全体の型式等を記入すること。</p> <p>(2) エックス線高電圧発生装置の定格出力は定格電圧を記入すること。</p> <p>(3) 用途は該当する事項に○をつけるが、該当しない場合は「その他」に記載すること。</p>				
3.エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又はエックス線技師	<p>(1) 主に装置を管理する者については必ず記載すること。</p> <p>(2) 「エックス線診療に関する経歴」については従事年数等を記入の上、資格免許証の番号、登録年月日を記入する。</p>				
4.備付年月日	<p>(1) エックス線診療室の整備及び装置の設置が完了し、使用可能な状態となった日を記入すること。</p>				
5.エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要	<p>(1) 規則第30条に定める基準を満たしていること。</p> <p>(2) 「医療法施行規則第30条第1項第1号に規定するエックス線管の容器及び照射筒のしゃへい」及び「利用線錐の総濾過」は必ず記入する。</p> <p>(3) その他、該当する装置毎の構造及び予防措置について有無又は数値を記入すること。</p>				

留意点	
6.エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備の概要	(1) 医療法施行規則第30条の4に定める基準を満たすこと。 (2) 操作室はエックス線診療室の外に設けること。 (3) 診療室の標識は、エックス線診療室である旨を示すこと。 (4) エックス線診療室内に複数の管球がある場合、同時に射を防止するための切換機等の措置をすること。
7.エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する予防措置の内容	(1) 医療法施行規則第30条の13、14、16～20に定める基準を満たすこと。 (2) 「放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示」は、目につきやすい場所に行うこと。 (3) 「使用中の表示」は、表示灯、表示板を設置すること。 (4) 「管理区域」を設ける場所は、添付する図面に示すこと。 (5) 「立入制限措置」は、管理区域の標識、放射線障害防止に関する注意事項の掲示等を行うこと。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・病院の場合は、「4. 病院・診療所開設許可事項の変更許可申請」による手続きも併せて必要となります（第4号様式）。 ・巡回診療（健診）車両についても、エックス線装置を備える場合には、一般的なエックス線診療室と同等の防護が必要です。 ・<u>当該届出に該当しない放射線装置の届出（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射線同位元素装備診療機器、陽電子断層撮影放射性同位元素 等）については、別途ご相談ください（放射線障害防止法等に基づき、原子力規制委員会の使用許可を必要とすることがあります）。</u>

14. 診療用エックス線装置備付届出事項の変更届

必要な場合	医療機関内におけるエックス線装置の配備状況に変更があったとき (医療機関内に初めて導入する場合・全廃する場合を除く)				
(具体的なケース)	<ul style="list-style-type: none"> ・エックス線装置が老朽化したため更新した ・エックス線装置を増設した（ポータブル装置等含む） ・複数台あるエックス線装置の一部を廃止した 				
様式	第21号様式（第2条関係）				
根拠法	第15条第3項		施行令・規則	規則第24条第1項第10号	
提出部数	1部	提出時期	変更後 10日以内	手数料	なし
添付書類	なし（状況により、内容が確認出来る書類等の提出をお願いいたします）				
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体で窓口または郵送により提出 				
記入時の留意点					
◎管理者	(1) 「住所」は管理医師又は管理歯科医師の居住する住所となる。 (2) 「氏名」は管理者の個人名であり、法人等の肩書は記載不要である。				
1.病院又は診療所の名称及び所在地	(1) 診療所開設許可を受けた名称を記入すること。 (2) 電話番号は、医療機関直通の電話番号を記入すること。				
2.変更内容	(1) 変更前後における診療用エックス線装置を全て記入すること。 (2) 医療機関で管理用に装置一覧表等を作成している場合は、その添付でもよい。				
3.変更の理由	(1) 「装置更新のため（→入替）」「装置老朽化のため（→削減）」「エックス線診療室増設のため（→増設）」等、具体的に記入すること。				
4.変更年月日	(1) 備付届（第14号様式）による「4.備付年月日」と一致させること。				
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・病院の場合は、「4. 病院・診療所開設許可事項の変更許可申請」による手続きも併せて必要となります（第4号様式）。 ・当該様式では、ほかの放射線装置の届出（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射線同位元素装備診療機器、陽電子断層撮影放射性同位元素 等）にも対応しておりますが、それらは事前の届出が必要となります。 <u>別途ご相談ください。</u> 				

15. 診療用エックス線装置廃止届

必要な場合	医療機関内におけるエックス線装置を全廃したとき				
(具体的なケース)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関を廃止するとき ・医療機関の診療体制が変更となり、診療用エックス線装置を備えなくなったとき 				
様式	第22号様式（第2条関係）				
根拠法	第15条第3項		施行令・規則	規則第24条第1項第12号	
提出部数	1部	提出時期	廃止後 10日以内	手数料	なし
添付書類	なし（状況により、内容が確認出来る書類等の提出をお願いいたします）				
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体で窓口または郵送により提出 				
記入時の留意点					
◎管理者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「住所」は管理医師又は管理歯科医師の居住する住所となる。 (2) 「氏名」は管理者の個人名であり、法人等の肩書は記載不要である。 				
1.病院又は診療所の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> (1) 診療所開設許可を受けた名称を記入すること。 (2) 電話番号は、医療機関直通の電話番号を記入すること。 				
2.廃止した診療用エックス線装置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 全ての診療用エックス線装置について記入すること。 (2) 医療機関で管理用に装置一覧表等を作成している場合は、その添付を行い、必要事項を加筆してもよい。 				
3.診療用エックス線装置廃止後の使用室等の用途	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療機関そのものが廃止となる場合、特に必要ない。 (2) 室を別用途に転用する場合、別途下記の手続きが必要となる。 <p>【病院・医師又は歯科医師でない者が開設する診療所】 →病院・診療所開設許可事項の変更許可申請（資料番号4）</p> <p>【医師又は歯科医師が開設する診療所】 →診療所開設届出事項の変更届（資料番号6）</p>				
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・病院の場合は、「4. 病院・診療所開設許可事項の変更許可申請」による手続きも併せて必要となります（第4号様式）。 ・当該様式では、ほかの放射線装置の届出（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射線同位元素装備診療機器、陽電子断層撮影放射性同位元素 等）にも対応しておりますが、それらは事前の協議が必要となります。 <p>別途ご相談ください。</p>				

【参考】使用許可を要する構造設備等一覧

〈病院又は収容施設をする診療所〉

構造設備名	根拠条文		使用前検査	自主検査	届出	備考
	医療法	同法規則				
各科専門の診療室	21	20(1)	○	○		
手術室	21	20(2)・(3)	○	△		
処置室	21	20(4)	○	○		
臨床検査施設 (MRI室、超音波検査室、心電図検査室等)	21	20(5)	○	○		
エックス線装置	21	20(6)	○	○	○	
調剤所	21	16①(15)	○	○		
消毒施設	21	16①(14)、20(7)	○	○		
給食施設	21	20(8)	○	○		
洗濯施設	21	—	○	○		
分べん室	21	—	○	○		
新生児の入浴施設	21	—	○	○		
機能訓練室	21	20(12)	○	○		
談話室	21	21①・②(1)	○	○		
食堂	21	21①・②(2)	○	○		
浴室	21	21①・②(3)	○	○		
集中治療室	22	21の5(1)	○	△		
	22の2	22の3(1)				
化学、細菌及び病理の検査施設	22	21の5(1)	○	○		
病理解剖室	22	21の5(1)				検査対象外
研究室	22	—				検査対象外
講義室	22	—				検査対象外
図書室	22	—				検査対象外
救急用又は患者搬送用自動車	22	22				検査対象外
医薬品情報管理室	22	22				検査対象外
	22の2	22の4				
無菌状態の維持された病室	22の2	22の4	○	△		
診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備	23	16①(1)	○	○		
放射線に関する構造設備	23	16①(1)、第4章	○	△	○	

病室	23	16①(2)、(2)の 2、(3)、(4)、 (6)、(7)	○	△		
機械換気設備	23	16①(5)	○	○		
患者の使用する屋内 の直通階段	23	16①(8),(9)	○	○		
避難階段	23	16①(10)	○	○		
患者が使用する廊下	23	16①(11)	○	○		
消毒設備	23	16①(12)	○	○		
歯科技工室	23	16①(13)	○	○		
便槽その他の汚物だめ	23	16①(14)	○	○		
防火上必要な設備	23	16①(16)	○	○		
消火用の機械又は器具	23	16①(17)	○	○		

〈収容施設を要する助産所〉

構造設備名	根拠条文		使用前 検査	自主 検査	届出	備 考
	医療法	同法規則				
収容室	23	17①(1)、(2)	○	△		
収容する母子が使 用する屋内の直通 階段	23	17①(3)	○	○		
避難階段	23	17①(4)	○	○		
分べん室	23	17①(5)	○	○		
防火上必要な設備	23	17①(6)	○	○		
消火用の機械又は器具	23	17①(7)	○	○		

- ・病床及び収容施設を持たない診療所は、使用許可を要する構造設備はありませんが、構造設備を変更する場合、医療法上の変更手続きは必要となります。
- ・表中の○は保健所による立入検査を要するものです。△は自主検査が可能な構造設備ですが、詳しくはお問合せください。